

資料 1 - 1

令和 3 年度生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）

令和 2 年 6 月 2 3 日

（名称）長南町地域公共交通活性化協議会

生活交通確保維持改善計画の名称

長南町地域内フィーダー系統確保維持計画
（計画期間 令和 2 年 10 月 1 日～令和 3 年 9 月 30 日）

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

長南町では、町民の移動手段を確保するとともに、町民の福祉向上を目的として平成 16 年度から巡回バスの運行を行っています。役場周辺を起点として町内全域を 4 路線に分け、現行の路線バスと極力競合しないようにルートを設定し運行を行っています。

公共交通事情が悪化することにより、人口の流失がさらに進み、地域の衰退が加速する恐れがあることから、平成 23 年度から「長南町地域公共交通総合連携計画」を策定し、地域内各バス停において地域間幹線系統の民間路線バスと接続でき、かつ公共交通空白地解消のため、平成 24 年 1 月からデマンド乗り合いタクシーの実証実験を行い、平成 24 年 10 月にデマンド乗合タクシーを導入しました。

また、平成 29 年度から統合小学校の開校に伴うスクールバス導入により、児童が利用者のお大半を占める巡回バスも見直しを迫られました。そこで全ての交通モードを含んだ長期的で持続可能なネットワークを目指すため「地域公共交通網形成計画」を平成 28 年度に策定しました。

デマンド乗り合いタクシーは、公共交通空白地解消のためだけでなく、高齢者、障害者などの移動を支援する補完軸であり、通院、買い物、バス停留所（路線バス）への乗り継ぎの移動に対応し、他の交通モードの利便性も高めます。

公共交通確保維持改善事業を活用し、デマンド乗り合いタクシーを存続させていくことが必要であります。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

デマンド乗合タクシーの利用回数を年間8,296回以上とする
デマンド乗合タクシーの年間利用者数を9,200人とする
(※長南町地域公共交通網形成計画 P103 参照)

(2) 事業の効果

デマンド乗合タクシーを維持することにより、公共交通空白地が解消され、自家用自動車等を利用できない高齢者などの移動手段が確保される。また地域間幹線系統の民間路線バスとの接続により公共交通ネットワークが連携することで、効率的な運行が実現でき、町民の外出促進による地域間交流の活性化や健康増進にも大きな効果が期待できる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

【実施主体】

長南町、交通事業者

(※長南町地域公共交通網形成計画 P100 参照)

【事業】

公共交通の利用促進

デマンド利用登録者の方に、デマンド乗合タクシーの案内プレートを配付

長南町総合交通マップを全戸配布

(※長南町地域公共交通網形成計画 (6) 公共交通の利用促進 P87、P100 参照)

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定

表1のとおり

① 運行地域

- ・長南町全域でドア・ツー・ドア方式

②対象者

- ・長南町在住の満65歳以上の方
- ・長南町在住で障害者手帳（1級から3級）の交付を受けている方であつ、自力で車の乗降ができる方

③運行曜日

- ・月曜日から金曜日（但し祝祭日並びに12月29日から1月3日は除く）

④運行時間帯

- ・8時30分から17時

⑤車両台数

- ・2台（セダンタイプ4～5人乗り）

⑥運行ダイヤ

- ・指定しない

⑦運賃形態

- ・1人片道500円
- ・ペア割 1人片道300円

○運行予定事業者決定の経緯

- ①当該事業者は、一般乗合旅客自動車運送事業の許可を得ている。
- ②当該事業者は、町内に事業所を有しており、不測の事態にも迅速に対応できるノウハウを有し、住民サービスとして欠落することができない本事業を円滑に行えることが期待できる。
- ③当該事業者は、長年にわたり地域住民の身近な交通手段として親しまれ、町内地理等の知識に長け、信頼も厚く安全・安心な輸送が期待できる。
- ④地元事業者を活用することにより、地場産業の育成や雇用・地域経済の活性化にも大きな効果が期待できる。

<p>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者</p> <p>運行事業者への委託料については、運行経費から運行収入及び国庫補助金を差し引いた額を長南町が負担している。</p>
<p>6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称</p> <p>有限会社 長南タクシー ゆたか自動車株式会社</p>
<p>7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】</p> <p>※補助対象事業者が協議会ではないため、該当なし</p>
<p>8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】</p> <p>※地域内フィーダー系統確保維持関係のため、該当なし</p>
<p>9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】</p> <p>※地域内フィーダー系統確保維持関係のため、該当なし</p>
<p>10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】</p> <p>※地域内フィーダー系統確保維持関係のため、該当なし</p>

<p>11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】</p>
<p>※該当なし</p>
<p>12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】</p>
<p>※国からの国庫補助の上限額が示されていないため、記載せず</p>
<p>13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>※車両を取得しないため、該当なし</p>
<p>14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>(1) 事業の目標</p>
<p>※車両を取得しないため、該当なし</p>
<p>(2) 事業の効果</p>
<p>※車両を取得しないため、該当なし</p>
<p>15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>※車両を取得しないため、該当なし</p>

<p>16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）</p> <p>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p> <p>※車両を取得しないため、該当なし</p>
<p>17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性</p> <p>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p> <p>※該当なし</p>
<p>18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果</p> <p>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p> <p>(1) 事業の目標</p> <p>※該当なし</p>
<p>(2) 事業の効果</p> <p>※該当なし</p>
<p>19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p> <p>※該当なし</p>
<p>20. 協議会の開催状況と主な議論</p> <p>令和2年6月23日、令和2年度第1回長南町地域公共交通活性化協議会の開催。 生活交通確保維持改善計画について</p>

21. 利用者等の意見の反映状況

協議会には、関係交通業者や道路管理者、または、所轄警察署長、もしくは、地域公共交通の利用者の代表として町議会議員・町区長会長・町社会福祉協議会・町校長会長・公募・町外からの転入者による委員の参加をいただいております、協議会での議論を反映して計画を作成した。

22. 協議会メンバーの構成員

町長が指名する者	長南町社会福祉協議会 元事務局長
関係都道府県	千葉県総合企画部 交通計画課
公共交通事業者	(一社) 千葉県バス協会 (一社) 千葉県タクシー協会 小湊鉄道(株) 長南営業所長 小湊鉄道労働組合 書記長
国・県道路管理者	長生土木事務所 管理課長
警察	茂原警察署 交通課長
地域公共交通の利用者	町議会議員、町区長会長、町商工会長、町社会福祉協議会、町校長会長、利用者代表
地方運輸局	関東運輸局 千葉運輸支局 首席運輸企画専門官
町長が必要と認める者	長南町福祉課長、長南町学校教育課長、 茂原市都市建設部 都市計画課長

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 千葉県長生郡長南町長南2 1 1 0番地

(所 属) 企画政策課

(氏 名) 企画調整係 主事：佐久間

(電 話) 0 4 7 5 - 4 6 - 2 1 1 3

(e-mail) kikaku@town.chonan.lg.jp